

## 騒音規制法第18条第1項の規定による自動車騒音の 常時監視結果について（令和5年度）

自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音対策の基礎資料となるよう、道路に面する地域における自動車の運行に伴い発生する騒音の状況を把握することを目的として、知事（市の区域については、市長）は騒音規制法第18条第1項の規定により、自動車騒音の状況の常時監視を実施しております。

令和5年度は、県内延長2,732kmの道路に面する地域について、149,054戸の住宅等を対象に評価を行っており、その結果の概要は下図のとおりです。

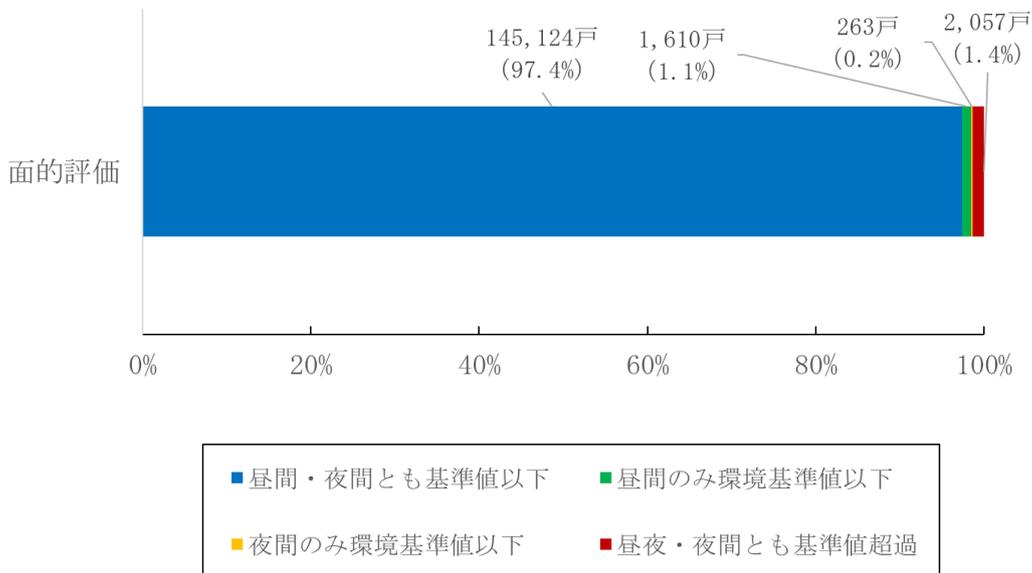


図 道路に面する環境基準の達成状況

面的評価： 対象区間の代表地点における騒音測定結果等を基に、道路に面した地域における個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準と比較した結果である。（詳細は別紙1）